

市議会だより

◎第2回定例会 主な一般質問！

■野洲駅前南口整備・野洲市民病院整備について
■新型コロナウイルススワクチン接種について

◎新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金要望

◎連載「民主主義を考えよう」No.5



No.67

令和3年(2021年)8月

Contents 目次

●定例会審議結果	P 2
◎一般質問	P 5
●委員会報告	P13
◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金要望	P15
●特別委員会報告	P16、17
●令和2年度政務活動費収支報告	P17
◎連載「民主主義を考えよう」No.5	P18
●次回定例会予定	P18

大きな木橋
【希望が丘R324を架ける】
(井上先夫氏提供)

令和3年第2回定例会提出案件の審議結果

令和3年6月10日開会の第2回定例会では、3件の報告と議案21件(専決処分4件、一般会計補正予算2件、特別会計補正予算2件、条例の改正7件、その他5件、人事案件1件)、議員提案7件(決議1件、発議2件、意見書4件)について審議しました。
(審議結果：報告事項は除く)

議案概要は
こちらから



【全員賛成で可決した案件】 【市提出議案】

分類	議案番号	件名	審議結果	概要
専決処分	議第38号	専決処分につき承認を求めることについて (令和2年度野洲市一般会計補正予算(第20号))	承認	3,535万9千円の減額 【歳入】譲与税及び交付金の額の確定による精査ほか 【歳出】地方創生臨時交付金活用事業費確定に伴う財源更正ほか
	議第39号	専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の一部を改正する条例)	承認	地方税法等の一部の改正に伴い、野洲市税条例の一部を改正 第36条の3の2第4項 給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止ほか
	議第40号	専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、減免されていた平成31年度及び令和2年度課税分に引き続き、令和3年度課税分を減免するため、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正
	議第41号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度野洲市一般会計補正予算(第1号))	承認	3,268万円の増額 【歳入】低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国庫支出金 【歳出】低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費
補正予算	議第42号	令和3年度野洲市一般会計補正予算 (第2号)	可決	4億3,983万2千円の増額 【歳入】○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(3次分) ○新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金ほか 【歳出】○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費 ○ふるさと納税制度の実施に係る必要経費ほか
	議第44号	令和3年度野洲市病院事業会計補正予算 (第1号)	可決	【収益的収入及び支出】 〔収入〕〔支出〕それぞれ6,802万円の増額 【収益的収入】損害賠償保険金 【収益的支出】損害賠償金等
	議第58号	令和3年度野洲市一般会計補正予算 (第3号)	可決	9,634万2千円の増額 【歳入】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付に係る国庫支出金ほか 【歳出】○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び事務費 ○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費
条例	議第46号	野洲市公告式条例等の一部を改正する条例	可決	デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現を推進する国の方針及び新型コロナウイルス感染症の拡大が進行する社会情勢により、全国的に行政手続等の効率化が必要とされる中で、本市においても行政手続等の効率化を図るため、条例で規定されている押印手続を廃止するため、所要の改正
	議第47号	野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例	可決	当該条例に掲げる附属機関の事業完了による廃止、また委員の構成に一部変更があり、所要の改正 ○「野洲市改良住宅入居者選定審査会」○「野洲市人・農地プラン検討会」
	議第48号	野洲市税条例等の一部を改正する条例	可決	地方税法等の一部の改正に伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正 ○第24条第2項 扶養親族の範囲を規定する文言を追加○第34条の7第1項 特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しほか

分類	議案番号	件名	審議結果	概要
条例	議第49号	野洲市手数料条例の一部を改正する条例	可決	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことにより、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、同カードの発行に係る手数料の徴収事務は同機構から市区町村長へ委託することができることとする規定が盛り込まれるため、所要の改正
	議第50号	野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例	可決	七間場第3公園に七間場自治会が自治会館を建設されるに当たり、公園としての機能がなくなるため用途廃止し、また、開発行為に伴い帰属を受けた地域ふれあい公園3箇所を新たに追加するため、所要の改正 別表中 七間場第3公園の項を削り、「みどり東公園」、「みどり中公園」、「みどり西公園」を追加
	議第51号	野洲市改良住宅条例を廃止する条例	可決	同和対策の住環境整備の一環として建設した北比江改良住宅について、全ての改良住宅の譲渡が完了したことから、管理に関する規定を定めた当該条例を廃止する。
その他	議第52号	和解について	可決	①訴訟事件名 大津地方裁判所 令和元年(ワ)第252号 損害賠償請求事件②原告 野洲市 代表者 野洲市長③被告 2人 被告らは、医療法人社団御上会の解散後の清算手続きにおいて、共同して同法人の元職員らに対して退職慰労金名目で令和元年9月25日に金銭を支出。当該行為は医療法で定める清算人の職務の範囲外のものであり、当該行為により、原告は保有する債権の返還を受けることができなくなったことから、令和2年5月13日次の請求を被告らに求める損害賠償請求を提訴。 令和3年4月28日の当事者双方が立ち会うことができる進行協議を行った上で令和3年5月10日に裁判所から和解勧告が提案され、これに合意するものである。 ○主な和解条項 解決金として380万5,740円の支払い義務を認め、7月31日までに支払うことほか
	議第53号	損害賠償の額を定めることについて	可決	①相手方 3人②損害賠償額 4,000万円③損害賠償の概要 平成27年7月2日に旧御上会野洲病院で甲状腺全摘術を受けた患者が、手術の翌日に一時心肺停止に至り、手術の1箇月後の8月2日に死亡された。
	議第54号	損害賠償の額を定めることについて	可決	①相手方 3人②損害賠償額 2,600万円③損害賠償の概要 令和2年1月7日、ヘルニア突出にて鼠(そ)径部痛を訴えて市立野洲病院を受診された患者について、左鼠(そ)径ヘルニアに対してヘルニア選納が行われたが、その後、小腸穿(せん)孔が確認され、翌8日に死亡された。
	議第55号	市道路線の認定について	可決	開発により帰属を受けた公衆用道路 ○小篠原台(こしのはらだい)1号線～14号線○中央30号線○堤下(つづみした)3号支線(しせん)ほか
	議第56号	野洲市都市計画マスタープランの改訂について	可決	第2次野洲市総合計画及び大津湖南都市計画区域マスタープランが令和3年3月に策定・変更されたことに伴い改訂
案件	人事 議第57号	野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	同意	大橋幸司氏

【議員提出議案】

分類	議案番号	件名	審議結果	概要
発議	発議第1号	野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	可決	手続等の簡素化を図り、今後デジタル化を推進しやすい環境整備を図るため、会派結成(異動)届、政務活動費収支報告書での押印を廃止する。
	発議第2号	野洲市議会会議規則等の一部を改正する規則	可決	女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図るため、本会議への欠席事由を追加等 ○市議会議員の出産予定日前6週、出産後の8週間を経過する日までの期間、休暇を取得することができる。 ○手続きの簡素化のため、請願書の押印を廃止ほか

【賛否が分かれた案件 ○：賛成 ●：賛成しない】

※議長(東郷 克己 議員)は表決に加わりません。但し、可否同数の場合、議長が裁決します。

【市提出議案】

(議員名は議席番号順)

分類	議案番号	件名及び概要	審議結果	東郷克己	山崎	田中	橋	坂口	岩井	津村	矢野	長谷川	稲垣	山本	鈴木	工藤	野並	東郷正明	北村	荒川	立入	
補正予算	議第43号	令和3年度野州市水道事業会計補正予算(第1号) 【収益的収入及び支出】 〔収入〕85万7千円の減額 水道基本料金減免に伴う給水収益の減額ほか 〔支出〕115万5千円の増額 コロナ減免に伴うシステム変更業務委託費の増額	可決	—	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
条例	議第45号	野州市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例申請、届出等をはじめとする条例又は規則に基づく市の機関の手続について、原則としてオンラインによる手続を可能とするために必要な条例上の整備を行う。	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○

【議員提出議案】

(議員名は議席番号順)

分類	議案番号	件名	審議結果	東郷克己	山崎	田中	橋	坂口	岩井	津村	矢野	長谷川	稲垣	山本	鈴木	工藤	野並	東郷正明	北村	荒川	立入	
決議	決議第4号	病院整備事業の進め方に関する決議(案) ○病院整備をAブロックとし、にぎわい創出や駐車場整備を全体で図ることが、我々の考えるこれまでの経緯、議論を経た現段階での最善の判断である。従って、今後の病院整備構想及び計画の検討にあたっては、Aブロックを病院整備地とすること。 ○Bブロックでの整備課題である、具体的な整備構想案、Aブロック活用構想及び、AB全体の実現可能な駐車場整備計画3点をセットで提示すること。	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	●
意見書	意見書第6号	夫婦・親子の同姓維持と旧姓の通称使用拡充を求める意見書(案) 夫婦別姓は必然的に子と父又は母の間で姓が異なる親子別姓を招く。さらには兄弟姉妹間で姓がばらばらになる可能性すらある。社会の基盤である家族とその絆に影響を及ぼし、ひいては社会の安定に深刻な波紋を引き起こすことが懸念される。 夫婦・親子同姓制度を堅持すると共に、婚姻により改姓した人が不便や不利益を感じることをないような運用をすすめ、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むなどの施策を強く要望する。	可決	—	○	○	○	○	○	●	●	○	○	●	○	●	●	●	●	○	○	○
	意見書第7号	放射性汚染水の海洋放出を2年後に行うことに中止を求める意見書(案) 2023年から放射性濃度を国基準から下げて放出を決めるのではなく、汚染物質のトリチウム除去システムの構築や、科学的な英知を集め汚染物質の除去を行う対応がまず必要である。汚染物質を取り除く方針こそ優先すべきであり、薄めて放出をすることはやめるべきであり、汚染物質の海洋放出することは中止すべきである。	否決	—	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	●	●	●
	意見書第8号	老朽原発再稼働に反対する意見書(案) 運転開始から40年を超えた福井県内の関西電力美浜原発3号機、高浜原発1・2号機の再稼働に国から50億円の交付金が提示され、福井県知事が令和3年4月28日に同意しました。福井県民を初め、周辺県の反対や不安の声を無視し再稼働に同意したことは断じて許されません。 福島原発事故が証明したように、原発は一旦重大事故を起こせば地域的にも、時間的にも広範な被害を及ぼすことになる。このような危険な原発、しかも40年も経過した老朽原発再稼働は国民の命と暮らしを脅かすものであり、老朽原発再稼働に反対する。	否決	—	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	●	●	●
	意見書第9号	コロナ禍のもとで東京五輪(オリンピック・パラリンピック)は中止・延期の決断を求める意見書(案) 感染拡大が深刻化するコロナの対策と東京五輪(オリンピック・パラリンピック)が両立しないことは、誰の目にも明らかであり、政府は国民の命と健康を守るために、コロナ対策に全力を集中する時である。 よって開催国の政府として、国民の命を最優先にする立場から、今夏の東京五輪(オリンピック・パラリンピック)開催は中止または延期する決断を強く求める。	否決	—	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	○	○	○	●	●	●

一般質問

一般質問の掲載内容は、主な質問、答弁の概要のみです。
詳細は、市議会のホームページの会議録またはインターネット録画中継をご覧ください。
また、会議録は市役所情報公開コーナー、図書館、各コミセン等で閲覧できます。
※会議録の閲覧は8月下旬からの予定です。



一般質問
映像配信は
こちらから



すず き いち ろう
鈴木市朗

◎野洲駅南口の整備について

問 6月18日の滋賀報知新聞に「[公約破り]は有権者への裏切り行為だ」との社説掲載があった。

反論があれば。

答 目にしていないので、批判等々特にない。

問 栢木市政誕生8カ月、主たる2つの公約があるが①“現病院の敷地に半額程度で建設する”については、「課題や懸念が多いとの指摘があり、公約違反の“放棄”。その後、郊外の2カ所、駅前Bブロック、議員団の要望書によるAブロックを参考に加え評価委員会(委員の大半はAブロックでの整備が望ましい)を経て、公約を覆し

「Bブロックに病院整備」を提案。

②野洲駅周辺に商業施設など賑わい創出については、精査された具体的提案が未だかつて示されず極めて遺憾な状況。

病院整備評価委員会の評価、及び新市政8カ月経過二転三転する方針、議会審議もままならない遺憾な状況。多くの市職や市民はうんざりしている。

どのように受け止めるか。

答 病院整備の方向性は、その都度最善の判断を行い、Bブロックに整備する事とした。

評価委員会の、多くの先生からのAブロックの方が有効ではないかという評価は重く受け止めている。

今後はシンプルで経済的合理性のある病院整備を早期に実現するため責務を果たす。

◎ヤングケアラーについて

問 ヤングケアラーが社会問題化している。事態調査・把握・ケアは。

答 現在のところ実施していない。ヤングケアラーと思われる子どもは一定把握。

今後、この問題について啓発・研修など考えたい。



一般質問
映像配信は
こちらから



やま もと つよし
山本剛

◎ヤングケアラーについて

問 ヤングケアラー問題に対する認識は。

答 ヤングケアラー問題は子どもたちの生活実態や学校生活の様子をきちんと踏まえて判断しなければならないと考えている。教職員をはじめ大人がしっかり見守ることが一番重要であると捉えている。子どもたちが同居家族の世話や介護をしなければならないことで学業や学校生活に影響が出ていたり、あるいはその家族が地域の中で孤立をされるような状況であれば、学校や地域、行政が連携し、適切な支援を行うべきであるとする。

厚生労働省は18歳未満という年齢を対象としてい

るので、小中学校のみならず、高校とも連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めていくべきであると考えている。

問 ヤングケアラーは市内にもいると考えるが、どの程度把握しているか。

答 1つの中学校にサンプルで一度調査を依頼した。中学校2年生で行った簡易調査の結果、はっきりとヤングケアラーであるという認識が2.1%であった。そして1割強の子どもたちがわからないというところに丸をつけており、丁寧に見ていくともう少し数字は上がってくるのではないかと考えている。

問 ヤングケアラー問題について、子ども、18歳以下及び市民への周知、啓発についての考えを伺う。

答 国、県の動きを注視しながら、子どもの家庭環境の実態把握に努めるとともに、関係機関もヤングケアラーについての理解度を深めて、子ども自身が困っているときに相談しやすい環境づくりなどに教育委員会や福祉部局など関係機関が連携しながら、周知、啓発に取り組んでいきたいと考えている。

ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。(厚生労働省HP)

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



やまざきあつし
山崎敦志

◎コロナワクチン接種について

問 第2接種会場開設により、ワクチン接種予約を5,200人へ通知を出され、不都合の方のみ架電するとあるが、日中不在時はどのように対応されるか。

答 市が指定した接種予約日時を通知して、接種予約日時変更承諾可否等の報告書の返送をお願いしている。別日の調整が必要な方については、平日の昼間に連絡が付く電話番号とその時間帯の記入をお願いしている。個別に配慮が必要なケースについては、可能な限り柔軟に対応したい。

問 第2接種会場での平日、土日の接種人数目標は。

答 平日が午後のみで360人程度、土曜日、日曜日については、午前、午後合わせて1,000人以上の方に接種する計画をしている。

問 特老、老健施設入所者、また医療関係機関入院者に対する予約対応、接種方法はどのように進めるか。

答 基本は、施設医療機関が判断されるが、市内では、既に介護施設入所者への接種を進めている、特別養護老人ホームについては、施設内接種の調整をしている。

問 市内高齢者施設と病院において、入院患者に対しての院内病室接種の検討について。

答 市立野洲病院入院患者へのワクチン接種は、病室接種を進めている。

◎国道8号バイパスについて

問 工事区間完了後にトラブルが発生した場合の対応について。

答 工事を進めるにあたり、万一工事による問題が発生した場合は、滋賀国道事務所と連携して速やかに対応する。

問 仮設道路(生活道路)に、営業車等が通行しているため、高齢者の不安に対して何らかの対策が出来るか。

答 工事区域内の市道が通行止めになり、近隣自治会の意見により、一部仮設道路として供用している。安全対策を滋賀国道事務所と協議し注意喚起、通り抜けを遠慮して頂く看板を設置する。

問 国道8号バイパス沿道の土地利用について。

答 野洲市都市計画マスタープランに記載しており、国道8号野洲栗東バイパスの整備に併せて、その周辺部においては、計画的な市街地整備や沿道への商業、サービス施設の誘導を図る方針である。



一般質問
映像配信は
こちらから



たなかようすけ
田中陽介

◎野洲駅前南口周辺整備の進め方について

問 南口駅前周辺整備構想の経緯や内容を十分把握した上で、ランドマークを建てたいと発言をしているのか。

答 経緯や内容は承知している。野洲駅南口周辺整備構想は、心と体の健康をテーマに、人と人がつながることで生まれるにぎわいづくりをコンセプトとし、基本的な考え方に変更はない。ランドマークというのはあくまでもイメージとして発言をしている。

問 駅前にぎわいとはポストコロナの世界観、この先を見据えたものになっているのか。

答 今までのにぎわいが今後も続くのかどうかとは本当に難しい選択、問題だと思っている。いろいろな視点・形で情報収集をした上で、ポストコロナや野洲市の将来のことを考え、にぎわいのある施設を誘致するべ

きと考える。

問 財政難を理由とし、駅前には税金をあげる場所と公言しているが具体的にどのくらいを想定しているのか。

答 これからサウンディング型市場調査を実施し、どのような施設を整備するか検討するので、今具体的な数字を出すのは非常に難しい。

問 今まで駅前は民間開発ができなかったが、今回それが見込めると考えた理由は。

答 今新快速が止まる駅の駅前であれだけの立地の場所は野洲しかない。だから、Aブロックはすごくポテンシャルが高く、必ず商業施設が誘致できると考えてのこと。サウンディング方式で市場調査をしていくのが一番いいと考えている。

問 AブロックにせよBブロックにせよ、ちゃんとした絵が描け、説明でき、これがいいという合意形成できることが前提条件。そこを切り離せるものじゃないことを理解しているのか。

答 具体的な根拠による十分な説明からの合意形成については、必要であることは認識しているが、現時点において具体的なものを示すに至っていない。

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



いわ い ち え こ
岩 井 智 恵 子

◎野洲市民病院整備及び駅前市有地について

問 5月28日の野洲市民病院整備事業特別委員会で、駅前で整備をしないという公約の柱である方針を急遽転換して、駅前Bブロックに病院整備する方針を示された。その経緯と根拠を問う。

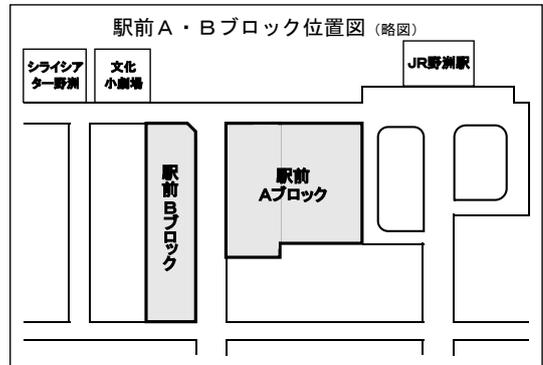
答 評価委員会では、駅前で整備を求める声が多く、駅前Bブロックで推進することを5月28日の特別委員会で表明した。その根拠は、財政面で身の丈にあった整備を実現する上で、社会資本整備総合交付金を3ヶ所の候補地のうち、駅前Bブロックのみ最大10億5,000万円の交付が可能であること。他の箇所では、既に借り入れた病院事業債の一括償還が必要となることなどが選定理由である。なお、駅前Aブロックについては、賑わいを創出する場所として整備していくため、候補地とはしていない。

問 Bブロックをどのような規模で建設されるのか、駐車場をどうされる見込みかを問う。

答 160床から180床程度にし、仮に160床とした場合、延床面積を1万2,500平方メートルほどと想定し、先の修正設計より1,800平方メートルほど縮小が可能。また駐車場については今後進める基本構想、基本計画の中で、患者の動線と自動車の動きを考え、更にそれらのコストを比較して、配置を検討して行く。

問 最初のAブロックの病院とほぼ変わらないものを半額で建てると言われてきたが、狭いこのBブロックでどのように実現出来るのか具体的に伺う。

答 駅前Bブロック病院整備を行うため、今年度策定する基本構想と基本計画の中で具現化していく方針である。



一般質問
映像配信は
こちらから



あ ら か わ や す ひ ろ
荒 川 泰 宏

◎どうなっているのか、ワクチン接種

問 高齢者の接種対象者数と予約数は。

答 6月14日現在、接種券発送数は、13,981名。そのうち1回目の予約者は11,498名である。

問 予約していない方々への対策と考えは。

答 施設内での接種、開業医による往診接種等、調整する考えである。

問 接種にあたり、医師等の接種協力の実績数は。

答 平日は午後、医師2名、スタッフ28名。土日は、医師4名を含む40名。開業医は、市内の30医療機関で延べ115名である。

問 かかりつけ診療所での個別接種は。

答 市内の診療所に接種意向調査をし、調整している。

問 接種事業費の概算額は。

答 今議会では、第2接種会場の使用料等、約1億9,000万円である。

◎公表が遅い、医療過誤

問 平成27年7月、令和2年1月において旧御上会野洲病院と市立野洲病院で手術後に、2の方がお亡くなりになったことが、公表されていなかった。

医療機関側は過失があった場合、民法上も債務不履行、または、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。公表は、手順を踏み速やかに行うべきであるが、遅れたことに対する見解と今後の方針を伺う。

答 家族のプライバシーを守る点から。起こった時点で発表することはない。遅れている感覚は持っていない。

問 医療界の常識と社会の常識にズレがある。3月末に和解が整っているならマスコミ発表はできると思う。

市立野洲病院の公表指針は定めているか。

答 マニュアルは定めている。

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



工藤 義明

◎コロナ感染拡大防止とワクチン接種

問 無症状者に焦点を当てた大規模PCR検査で、感染拡大を封じ込めることが重要である。クラスター発生に対する対策はしているのか。

答 どこの市町でも発生の可能性はあると考えている。現状では濃厚接触者等を特定して、感染拡大防止対策や、ワクチン接種促進が肝要である。

問 高齢者施設等で一度クラスターが発生すれば、大変な事態を招く。未然に防ぐための最大予防策として大規模PCR検査が必要だ。

答 現状では人材も財源も限られている。PCR検査を多くの方に実施するより、ワクチン接種を早期に完了することが急務と考える。

問 64歳以下へのワクチン配分量が発表されたが、4箱(約4,000回分)は近隣市のなかでも極端に少ない。

答 確かに4箱は少ない。場合によっては、今後モデル

ナ製のワクチンについても取り扱いの検討が必要と考えている。

問 秋には総選挙と市議会議員選挙が重なることが予測される。密となる会場で同時開票作業には感染防止対策が必要。

答 密になるが事前の啓蒙^{けいもう}・手指消毒・体調の管理・マスク着用でできる限りの対策を計画。

◎コミセンやすのバリアフリー拡充

問 夜間利用者は正面玄関でなく、裏口の出入口利用の為、初めて利用する方はうろろうされている。また、裏の出入口はドア幅も狭く、段差もあり、夜間は暗い。車イス利用者をはじめ、市民に優しい状態ではない。バリアフリー化及び正面玄関側利用に改善すべきである。

答 正面側の自動ドアは施錠され、裏の通用口を利用している状況。指摘の通り2段の段差、また扉の有効幅も確保できていない。バリアフリー対策化で検討した結果、正面側の自動ドアから出入りできるよう鍵を変更し、7月末までには完了計画をする。

問 指摘があれば現状を確認し、率先して行政側から改善提案をすべきで、待つ市政は改めるべき。

答 コミセンは指定管理をしている。話し合い、予算の範囲、状況について対応していくのが本筋と考える。

その他 デジタル行政推進の功罪について

答 可決されたことで、要望という形で受け取った。選挙以来、Aブロックで病院を整備することはしない。にぎわいを創出することを目的とすることを申し上げている。

問 5月17日の運営評価委員会では駅前Aブロックは職員を確保する上でも有利であり、収支経営上も望ましい。また市のマスタープランより、適正な土地を決めるべきで、今までの流れで駅前Aブロックが良い。目標年次で開院を検討するのであれば、駅前Aブロックを再度検討すべきではないかなど、Aブロックを推す意見が多かった。しかし翌日の新聞ではBブロックは細長くて無理だ、また駅前にすると選挙で私に投票した人を裏切ることになるかと駅前整備を改めて否定していることから、郊外整備に流れは傾きかけたと報じている。一転5月28日の特別委員会では駅前周辺、現実にはBブロックを提案された。駅前Bブロックになった要因は何か。

答 野洲市の財政状況が非常に悪く、先述のとおり財政上の判断によるものである。



一般質問
映像配信は
こちらから



橋 俊明

◎野洲市民病院の動向について

問 市長就任から7か月の病院の混迷した状況の新聞記事に関して、市長の思いを伺う。

答 市長に就任後7か月、当時の計画の対案とした現地建て替え案を断念し、3か所の候補地を提案した。各候補地に課題があるが、駅前に病院を整備することは財政面で社会資本整備総合交付金、駅前Bブロックが最大1億5千万円の交付が可能であること、他の箇所では病院事業債の一括償還が必要となることからBブロックを選定した。

問 5月10日の病院整備事業特別委員会では当初計画の駅前Aブロックを選定候補地として加えることを賛成12名、反対4名で可決した。その思いをどのように考えているのか。

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



野並享子

◎早期に市民病院建設を

問 多くの市民は駅前の便利なところに、早期に病院建設を願っておられる。駅前に建設すると方向転換されたことは歓迎。もう一歩進んで、250台収容の駐車場の計画もあるロータリー横の場所に建設されることが一番適切。駅前のイメージが変わり、これからの未来を展望できる街づくりの構築ができるが見解を。

答 市民から駅前の便利なところに早期に病院建設の声は聞き及んでいる。駅前は賑わいできる高いポテンシャルの土地である。シンプルで経済的なものとしてBブロックで病院建設。Aブロックは賑わいの創出。

問 Aブロックは病院事業債の返済をしないと商業施設の建設はできないが。

答 用途変更になる時、返済が必要。

問 今の野洲の財政なら、売却し返済ということになる。そうなれば、民間は利益が出なければ撤退。駅前がシャッター通りになる。

答 民間活力での整備であり、採算性がある企業が進出するので、そのような想定はしていない。

◎小規模保育事業保育について

問 6人から19人までの小規模保育事業は、民間保育園経営者や全国チェーン店が行ったりしているが、多くの課題が指摘されている。3歳以降の連携の保育園不足。園庭が無い保育環境。外注の給食。保育士不足。定数以下になり経営を圧迫。何より保育水準が確保されていない。この課題に対しての対策は。

答 A型を導入するので、水準は変わらない。3歳の連携は、基本的には事業者が確保。できなければ幼稚園での預かり保育の利用を調整する。

問 待機児童の解消のためには、認可保育所の建設が必要ではないか。

答 待機児童の解消が喫緊きつぎんの課題であり、小規模保育事業の導入で解消し、今後老朽化している施設の更新の時に子ども園化を図り、定員増で解消を図る。

その他 病院専門部会の要録を公開しないことについて



一般質問
映像配信は
こちらから



とう郷まさあき
東郷正明

◎全ての子ども達に学びの保障を

問 小規模の学校では、授業補佐する先生の配置体制が手薄な状況である。又小規模といえども校長会や研修会もあるが管理体制は。

答 一般的に学校では学級担任が急に休まねばならない状況になれば、急遽きゅうきょ、教員を割り振って、その学級に入っている。特に教員配置が少ない小規模は、小学校では、篠原小学校と三上小学校がそれに当てはまる。担任を持っていない教員は1名しかおらず、場合によっては教頭などが入ることもある。

問 国は小学校の35人学級を実現するため、5年間で1学年ずつ段階的に進めていくが、その一方で加配教員を減らそうとしている。教育委員会としての見解は。

答 35人学級についても、加配教員の配置についても、学校現場はどちらも重要と考えている。

加配教員は学校の教育課題に応じて、生徒指導加配や少人数指導と目的を持った加配教員、教員が定数として教員定数とは別に配置されている。こうした加配教員は、残念ながら35人学級の実施に合わせて、少しずつその先生を35人学級用に使うというふうな国の姿勢があるので、教育委員会としては、加配教員の存続、あるいは増員を要望しながら、35人学級も早いうちに進めていただくように要望をしている。

問 学級支援の先生が不登校の子どもを訪ねて、勉強を教えられていることは、保護者から喜ばれている。

このような施策の充実を進める計画は。

答 本市の教育課題の一つに不登校がある。学校という場所自体に行けない子どももいるので支援する場として、ふれあい教育相談センターにドリーム教室という適応指導教室も設置している。家庭訪問型学習支援授業は隣の近江八幡だけある制度。子ども達のニーズに合わせてこの支援施策は考えて行きたい。

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



たち いり みちお
立 入 三千男

◎野洲市住民投票条例第18条の削除について

問 野洲市まちづくり基本条例では、市民自らの主体性が尊重され、市政への多様な参加機会の確保を規定し、まちづくりに参加することを権利としている。

具体的には、まちづくり基本条例第23条で住民投票制度が規定されている。しかし、野洲市住民投票条例第18条には、成立要件として、投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。つまり投票率が50%未満では開票作業はされないとある。

事例として、本市では、平成29年11月26日に病院整備に関する住民投票を提案し、実施されたが、投票率48.52%で開票されず、不成立に終わった。投票経費を

要し、民意が何ら判明しない結果となった。野洲市まちづくり基本条例や野洲市住民投票条例では投票結果については拘束力が無く、投票結果を尊重するとなっており、条例の趣旨である直接住民の意思を確認する意味から、野洲市住民投票条例第18条の条文(投票率50%未満は開票しない)は削除すべきと考える。市長の見解を問う。

答 住民投票の成立要件として、一定以上の投票数の確保は必要と考える。よって、現時点では野洲市住民投票条例第18条の条文の削除は考えていないが、今後状況に応じて検討していきたいと考える。

問 野洲市では過去各種選挙の投票率は、50%を超えている実績は数回しかなく、そのような背景からも、やはり投票率50%の枠を外すべきと考える。先進的な条例を生かすためにも、早急に取り組み、検討すべきであり、再度答弁を求める。

答 改正しないという話ではなく、今後必要に応じて検討していく。



一般質問
映像配信は
こちらから



きた むら いすず
北 村 五十鈴

◎人口減少を見据えた土地政策について

問 市街化調整区域内、青地、土地名義者の父親に農家資格がない子どもがUターンで自己住宅は建つのか。

答 農用地区域からの除外を行うために、農業振興地域整備計画の変更が必要となる。

問 除外に必要な5要件、特に1、除外したい農用地以外に代替えすべき土地がないことの証明、この壁が高い。これまで除外された実績は本市にはあるのか。

答 ない。

問 人口減少対策として市街化の拡大を示しているが、人口を増やすためには、住居地域を増やさないと、商業地域を増やしても決して人口増には結びつかない。今後の展望を問う。

答 県や国に農業振興地域の用地地域の変更について、制度改正の要望を継続していく予定である。

◎公共建設整備の業務確認と適正価格について

問 4月から行政改革推進室が新設され、室長には県からの出向職員も配置されている。室長は率直に今の野洲市の財政状況をどう分析されたのか。

答 財政運営の硬直化と将来の財政負担に留意すべきで、財政調整基金を取り崩すことが常態化している。

問 これまでの宮繕工事は適正価格であったか。特に中主小学校の改築工事予算平米単価42万円は通常の程度を甚だしく超え、財政難に逆流していないか。

答 確かに42万円は少し割高感がある。もう少し絞り込んだ予算要求になってもよかったと思う。

問 時間がかかり過ぎる事業もコストにはマイナス。病院整備事業が最たる例。それに、10億円も離れた積算ミス。適正価格が積み上げ方式だからではないか。

答 時間がかかったイコールコストがかかった、コストが高いというようなことについては言い切れない。

一 般 質 問



一般質問
映像配信は
こちらから



さか ぐち しげ よし
坂 口 重 良

◎野洲駅前の整備について

問 「駅前ブロック整備」決定の判断理由経緯と根拠を市民に対して説明義務がある。「ご迷惑をお掛けしているが、市民には説明して理解してもらえない」と述べているがどのような説明の用意があるのか。

答 7月の「広報やす」において、経緯や判断理由をわかりやすく詳しく掲載する。

問 A、Bどちらが病院になっても駐車場の問題、位置や場所を解決することが必須であると思うが。

答 駐車場については基本構想、基本計画の中でセットでよりよい駐車場の配置を検討していく。

問 Aブロック商業施設の実現性とうまくいく根拠は。

答 サウンディング型市場調査を行い検討する。

問 Aブロックに大きな商業施設は野洲には必要ないのでは。むしろ、Bブロックのほうが良いのでは。本当に集客できるもの、市民が喜ぶものが出来るのか、成功

の自信の程と、納得させられる担保はあるのか。

答 Aブロックの商業施設、複合施設の誘致は、民間の力をお願いしようとしている。来ていただく企業があるということは、計画をきちっと立てた上でやっていただけと思っている。

問 他市でもサウンディング市場調査でやっている。あまり成果が上がっていないところが多いが、どう思うか。

答 他市のことは答弁を控える。それぞれの町、駅の性質というものがある。野洲の地域性がある。サウンディングが全てではないが参考になると思う。

問 私は、病院を野洲市のランドマークにしたらと考えるが、どう思うか。不確定な商業施設より病院のほうが良いのでは。

答 基本的に病院というものは、賑わいがあったら駄目。皆、健康で病院へ行かずに元気で一生を過ごすというのが本来の形だと思う。

問 他市では複合商業施設に一部分譲マンションを考えているところがあるが市長の考えは。

答 分譲マンションだけを建てることはない。行政も入る建物(複合商業施設)である。民の力により提案していただくので、事前に仮定を議論することで、イメージが固まり、自由な提案を阻害されてしまうので具体的な考えは避けたい。



一般質問
映像配信は
こちらから



つ 村 しゅん じ
津 村 俊 二

◎ヤングケアラー・認知症サポーターについて

問 ヤングケアラーに該当する子どもにとって最初は家族のお手伝いだったのが、次第にその役割が固定化し、家事、介護の一連の家庭内の仕事が子どものサポートなしでは成立しなくなっている。そうなる、大人は子どもに頼らざるを得ない。学校側として家庭の中までは見えないので、実態の把握・相談体制・認知症サポーター講座の取り組みを伺う。

答 小中学校では3日連続で学校を欠席した児童生徒には必ず担任教員が家庭訪問で対応している。学校を休んだ場合は生活状況を把握することがある程度できている。しかし、休まずに登校している場合は難しいと考えている。担任と子どもが1対1で個別相談する時

間を設けて、家で困っていることを聞き出すことができると考えている。認知症サポーターは、できる限り中学校でも実施することを検討していく。

◎改正災害対策法施行について

問 改正法では自治体が発令する避難情報について避難勧告を廃止して、避難指示に一本化になる。本来、避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難せず逃げ遅れる事例が起きていたためである。従来の勧告の段階から避難指示を行い、情報を分かりやすくするとある。周知の取り組みを伺う。

答 改正された災害対策基本法の内容は、野洲市地域防災計画や野洲市水防計画での避難情報発令基準の見直し部分について、今年度中に反映させ、実際の災害時においても早めの避難を呼びかける予定である。

令和2年度に更新した野洲市防災マップにおいても、改正後の避難情報の発令基準を掲載し、令和3年5月に全戸配布を行い、自主防災組織等リーダー研修会でも周知を行う予定。

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



矢野隆行

◎新型コロナワクチン接種について

問 新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお勧めしているが、接種を受けることは強制ではない。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われる。予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいている。受ける方の同意なく、接種が行われることはない。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう願う。接種は、最初に医療従事者と2番目に高齢者、3番目に高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢、施設等に従事されている方ということで、野洲市の進め方の現況について次の点を伺う。医療従事者等の接種について現在の状況は。

答 市立野洲病院が滋賀県から接種の依頼を受けた市内医療従事者等については、4月15日から接種を開始し、5月21日で全ての接種終えている。

問 高齢者へのワクチンの接種状況については。

答 6月20日現在で1回目の接種人数は4,154名、29.7%、約30%となっている。また、2回目の接種完了者については1,733名、全体の12.4%となっている。

問 高齢者の予約状況は。

答 現在約1万1,500名、82%程度の方に予約いただいております。ほぼ頭打ちの状況となっている。また、現在8月以降に2回目の予約が入っている方の予約の、7月への予約変更作業中で、約5,300名の方に案内し、90%以上の方から返事がきている。

問 高齢者以外の方に対して、7月1日に通達が出ることで、16歳から64歳の接種については。

答 一般の方について8月1日から接種を始めることになっているが、日々状況が動いており、県が大規模接種会場を設けるといことも勘案して、予約の空き状況によっては、一般の方へ7月中の接種開始ということも視野に、現在推進室のほうで検討している。

その他 国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組み、義務付け枠付けについて



一般質問
映像配信は
こちらから



長谷川 崇朗

◎新型コロナ、ワクチン接種早期完了に向けて

問 ネット予約操作でうまくいかない人への対応は。

答 予約システムは8市によるクラウドシステムのため、野洲市だけがオリジナルで改修できない。

問 システムそのものを改修しなくても、前の画面で注意書きがあれば利用者は助かると考えるが。

答 指摘の点を確認して対応可能であれば対応する。

問 イオンタウン野洲で行うにあたり、重度の副反応が出た場合どのような対応を想定しているか。

答 アドレナリンや応急措置セットを配備し、緊急時に速やかに救急搬送できるよう消防署との連携を図る。

問 市内診療所で接種が実施された場合副反应对策は。

答 医師会で対応等について情報共有をされている。

問 接種のミスが報道等で行われている。これらの情報も参考に確認、対策等することが大切だと考えるが。

答 情報共有し、チェック体制の徹底を図っている。

問 市民全体への接種完了はいつまでにできそうか。

答 できれば9月から10月ぐらいには終わりたい。

◎ゴミの焼却による熱回収について

問 野洲市健康スポーツセンター、サンネスに対し、ごみ焼却の熱を送っているが、熱量は足りているか。

答 現状において熱量は十分に足りている。

問 焼却はフル稼働で行われている中、冬で足りているなら、夏にはエネルギーが無駄になっているのでは。

答 80度の熱を常時サンネスに提供するしかない。

問 焼却炉メンテナンス日、サンネスではガスを燃やしている。定休日に合わせる工夫はできないか。

答 定期点検の場合、想定することができると思われる。少しでも地球に優しい取り組みにしていきたい。

問 新しくできる法律、プラスチック資源循環促進法に対してどのような対策を考えているか。

答 情報収集を行い、総合的に検討していきたい。

問 再びプラスチックを分けて回収するのか。

答 回収処理費は熱回収の4倍程度費用がかかる。約4,000万円程度、経費が削減されている。一括収集は容易に行えない。検討した中で結論を出していきたい。

予算常任委員会分科会では、一般会計および特別会計等の補正予算について、また常任委員会では、条例の制定及び改正等について慎重に審査しました。ここでは、各委員会審査で行われた質疑応答の一部について概要を掲載しています。

予算常任委員会総務分科会

◆議第42号 令和3年度野州市一般会計補正予算(第2号)

問 自治振興費の会計年度任用職員の雇用予定は何人か。また、コミュニティ活動推進事業費の自治会活性化補助金でコロナ対策として購入できる物の事例は提示しているのか。

答 会計年度任用職員は1名の雇用を予定している。また自治会活性化補助金で購入できる備品等は、自治会に配布している資料の中で一定提示している。

問 ふるさと納税推進事業費で985万円の補正が計上されているが、これに会計年度任用職員雇用の127万円をプラスすることになるのか。また地元企業への活性化に向けての見込みについては。

答 そのとおりである。返礼品の協力事業者への事務や返礼品登録作業等が増大するため雇用を予定

している。今後、ふるさと納税取扱いに係る中間事業者を決定、商工会を通じてふるさと納税の返礼品について協力を依頼し、7月下旬に返礼品に関する説明会を開催する予定である。商工会に加入していない事業者へも8月広報で告知して説明会を開催する予定である。

問 病院整備事業費の事務委託料には、解決に伴う弁護士の経費が含まれているのか。

答 顧問弁護士である法律事務所の報酬規程に基づいて算定したものを計上している。

◆令和3年度野州市病院事業会計予算

問 損害賠償の2件に係る補正額と賠償額との差額について。

答 賠償額の他に、弁護士の報酬、交通費、日当等を含めた金額を計上している。

総務常任委員会

◆議第45号 野州市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

問 オンラインでOKの書類があるのか。説明を。

答 プロジェクトチームを設立したので、今後その中で進めていきたい。

問 マイナンバーカードはどのぐらいの率で進んでいるのか。

答 5月末現在マイナンバーカードの交付率は37.64%、1万9,325名がカードを受け取っている。

問 個人情報の漏えいの対応策は。

答 国の方針等の中でどのようなセキュリティとされていくかというのにも注視しながら進めていきたい。

特に委員間討議はありませんでした。

◆議第52号 和解について

問 裁判所からの和解提案を時系列で教えてもらいたい。

答 3月29日に被告の代理人から和解提案があった。4月6日には、代理人、当方の顧問弁護士と協議した上で和解案を。4月28日、大津地方裁判所において進行協議を行い、代理人との話し合いに基づ

き文書で案をもらった。5月10日に裁判官からの和解勧告の送達を受けた。

特に委員間討議はありませんでした。

◆議第54号 損害賠償の額を定めることについて

問 病院側の過失があったという理解で良いのか。

答 病院側の一部過失を認めて和解に応じている。

問 当該医師と平成29年のときに対応された医師は辞められたのか。

答 旧御上会当時の医師については令和元年7月の段階で退職されている。最初に対応した当直医は現在も勤務している。処置をした医師は退職している。

特に委員間討議はありませんでした。

他 議第46号 野州市公告式条例等の一部を改正する条例及び議第48号 野州市税条例等の一部を改正する条例及び議第49号 野州市手数料条例の一部を改正する条例について及び議第53号 損害賠償の額を定めることについて審査を行いました。

特に質疑、委員間討議はありませんでした。

予算常任委員会文教福祉分科会

◆議第42号 令和3年度野洲市一般会計補正予算(第2号)

問 老人福祉費の介護サービス事業所運営安定化事業費について、事業所の規模に応じて上限60万円を補助する件数は何件か。また、規模に応じて30万円という金額が困っているところまで行き届くのか。

答 訪問系事業所については、一律定額30万円。通所系事業所では定額30万円にプラス、定員で上乗せを考えている。10人以下は上乗せは無く、11人から18人以下はプラス10万円上乗せ、19人以上、現状40人までは30万円の上乗せを考えている。訪問系事業所は10事業所である。通所系事業所は、26事業所あり、内訳としては、定員が10人以下の事業所が6事業所、11人から18人の事業所に関しては7事業所、19人以上の事業所が13事業所ある。

問 民間保育所費の民間保育所運営補助事業費について、手洗い水栓自動化事業費補助金は50万円から200万円という説明で4倍の差があるが。

答 規模に応じて補助する。60人までの施設で50万円、100人までの施設が100万円、100人以上の施設

が200万円の補助金を設定しようと考えている。

問 民間保育所費の民間保育所施設整備補助事業について、小規模保育改修対象園はどこか。また、改修内容はどのようなものか。

答 小規模保育改修は、補正予算可決後、公募により施設を決定する。補助事業の内容は、改修費と令和4年3月までの賃借料となる。

問 野洲市における、妊娠中の方へのワクチン接種の対応は。

答 野洲市では現在、65歳以上の方の集団接種を実施している。妊娠中の方からの相談事例はないが、どのような疾病でもかかりつけ医の医師に相談していただくよう案内している。

問 予防費の会計年度任用職員雇用費の1億2,510万6千円について、雇用形態や1日当たりの費用の詳細は。

答 雇用形態は会計年度任用職員で医師、看護師、事務員であり、10月ごろまでの措置となっている。費用では、医師は1時間当たり平日15,000円、休日20,000円。看護師は1時間当たり平日2,500円、休日3,000円である。

文教福祉常任委員会

今回の提出議案の中で文教福祉常任委員会に付託すべき議案等はありませんでした。

予算常任委員会環境経済建設分科会

◆議第42号 令和3年度野洲市一般会計補正予算(第2号)

問 担い手確保、経営強化支援事業補助金について事業内容と補助金の内容は。

答 事業内容について、1点目は、人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用し、農地の集積、集約化に取り組んでいる地域等において、意欲的な取り組みにより農業経営の発展を図ろうとする担い手が融資を受けるとというのが前提であり、主体的な経営、発展を支援するものである。

2点目は、優先枠を設定し、農産物の輸出の拡大等に向け、発展が著しいロボット、AI等のスマート農業に活用できる新たな技術の生産現場への導入を重点的に支援するものである。補助金の配分の上限額は個人が1,500万円、法人が3,000万円である。

問 新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者応援給付金について、1事業者10万円で600件の予算計上との事だが事業者数等の説明を。

答 市内小規模事業者数は、商工会調査によると昨年12月末現在で、1,107事業所であり、商工会会員のみではなく全ての事業所になる。概ね50%程度

の方々が申請されると見込んでおり、少し余分を見て600事業所で予算計上している。

◆議第43号 令和3年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)

問 水道基本料金2カ月減免を行ったことによって、市民にとって、どういう影響があったのか、検証は。

答 令和2年度で実施した水道料金の基本料金の減免の分析結果としては、一般家庭での水道の使用料が、コロナ禍前の令和元年度と比べて、令和2年度では約2%水道料金が増えた。令和元年度では、1件1期当たり平均42.8立米。令和2年度では、平均43.8立米になり、1件1期当たり約1立米増えている結果が出た。1年で6立米の増で、金額に換算すると約756円の増額。コロナ禍の中で、ステイホームやテレワーク等、家庭にいる時間が増えた影響と考える。この水道を使う量が増えた分に対してのコロナウイルス感染症対策の一環として、行政が支援するというような考えとすると、一律に水道料金を減免した意味があったと考えており、本年も同様に実施することにも意義があると思う。

環境経済建設常任委員会

◆議第56号 野洲市都市計画マスタープランの改定について

問 旧中主町域における市街化調整区域の開発手法について、他地域への展開の可能性を検討する必要があるとあるが、意味は。

答 開発許可要件として、旧中主町においては、市街化調整区域の開発許可要件の1つとして、都市計画法第34条第11号のエリア指定が該当するもので、旧野洲町エリアにおける検討の可能性について記載したものである。

問 将来人口の展望について、平成27年の実績値となっているが、現在の値でなく、古い値を使う意味は。

答 第2次野洲市総合計画から引用しており、平成27年度までの国勢調査の人口を実績値として適用している。現時点では、令和2年の国勢調査の数値が確定していないため、平成27年の実績値が最新のものである。

問 企業の方から野洲には土地が欲しいがないと言われている。具体的な案は。

答 産業系拡大市街地圏域を設定し、都市計画マスタープランに(案)に位置付けている。

問 都市計画の進め方で、優先度の明確化があるが、下部計画はあるのか。マスタープランに書く必要があるが、位置づけは。

答 都市計画マスタープランは、都市計画の将来像及びビジョンを示すものでこれを基本に具体的な事業を進めるにあたり、何を優先していくかは、必要に応じて個別計画で定める事になる。

問 工業地として野洲川右岸の工場が立地していた地域について、地区計画等を活用して工業地としての土地利用を図ると明記しているが、旧三共の土地を工業地として土地利用するのか、下流の井口地先も含まれているのか。

答 委員の質疑のとおり、製薬会社の工場跡地を想定している。

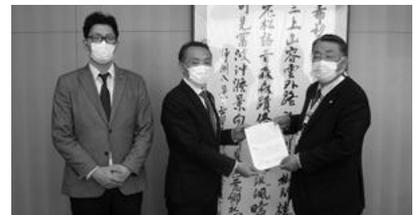
特に委員間討議はありませんでした。

他 議第47号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例及び議第50号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例及び議第51号 野洲市改良住宅条例を廃止する条例及び議第55号 市道路線の認定について審査を行いました。特に質疑、委員間討議はありませんでした。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金要望

国の第3次補正予算として、野洲市への交付額が166,925千円で、交付の用途は昨年度と大きく変更はなく、地方公共団体が地域の实情に応じて、きめ細やかに実施する事業を対象としています。

栢木進野洲市長に対し、野洲市議会より医療・福祉、経済、危機管理など市民生活を優先した施策として反映されますよう要望しました。



重点要望事項

1. 減収補填事業

新型コロナウイルス感染症対応として、大きく減収している事業者を救済する減収補填事業を滋賀県において減収率が50%以上を対象として進められているが、50%以下については対象とならないため、50%以下の対象者を早急に救済する施策が求められている。

また、厳しい状況に陥っている業界の一つに理美容業界があり、緊急事態宣言の休業要請の対象でなく、給付金の支給対象からも除外され、感染症対策を徹底し営業を続けた店舗であっても、濃厚接触の懸念により、来店数や客単価の減少、来店頻度の減少などから、今後事業継続が難しい状況にある店舗が多く、閉店に追い込まれた店舗もある。

については、この減収補填事業の一環として、理美容単価の半額程度を補助しようとする制度を要望するものである。なお、いずれもの事業についても、対象者の絞り込みと事業費については、交付金の範囲内とするものである。

2. PCR検査推進事業

依然として猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大に万全を期すため、日常的な感染予防のほかに、PCR検査機器を購入することにより、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に従事する者への定期的なPCR検査の実施と検査体制を充実させることにより、無症状の感染者による感染拡大の抑え込みを図る。

3. 子ども支援事業

新型コロナウイルス感染症により、各園や学校をはじめ、地域の諸行事が軒並み中止される状況にある。このことは、子どもたちにとって少なからずストレスとなり、小さな頃の思い出も結果として少なくなり、マイナスの影響となっている。

については、コロナ禍のこうした時代だからこそ、子どもたちへの思い出づくりの支援(おこづかい)として、子ども(18歳以下)1人に対し3,000円を支給する。

野洲市民病院整備事業特別委員会

5月10日

(1)野洲市民病院整備事業の進捗状況及び野洲市民病院整備運営評価委員会への諮問内容について

◎資料に基づく執行部からの説明を受けた後質疑応答
問：3か所の候補地のメリット、デメリットの提示が17日の評価委員会では候補地が決まってしまうのではないかと、またデザインビルド方式は業者の提案が生かされるとのことだが、他の自治体では職員等の意見が反映されていない例があるが。

答：評価委員会は、意見を伺う場であり、最終的には市が候補地を決定する。利用者や現在病院に勤務する職員の意見を吸い上げることは、大事なことであるので、コンストラクトマネージャーというのを置いて、進めていく。

問：立地設定条件を基にして評価委員会が別の候補地を推薦してきた場合の対応をどうされるのか。

答：評価委員会で3候補地以外の候補地がもし出た場合、それはそれとして意見としてお聞きする予定である。

(2)野洲市民病院整備運営評価委員会への諮問に係る市長への提案について

(1)の執行部の進捗状況、評価委員会への諮問内容等の考え方に対する質疑を受けて、委員間での委員間討議を進めた。

出された意見：○駅前Aブロックを含む駅前南口での病院整備に関して、評価委員会への諮問内容について追加すること。

○駅前南口での整備をしないことは、既に選挙で答えが出ている。

○最初から郊外での整備は言われていない。Bブロックを挙げるのであればAブロックも有り得るという意見もあった。3候補地について、それぞれ収支計画を検討して進めるべきである。郊外型の病院は第三次救急医療を見込んでおり、第二次医療では収支が困難となる。駅前整備がよい。

○資料にある野洲市有地を外す必要がある。3候補地以外についても有り得る。

○民地を入れることとなり、スケジュールや、用地買収費が発生し、スピード感がなくなる。

○執行部が病院評価委員会からの答申を受け、一定の方向性を打ち出し、議会への報告の際に大いに議論すべきで、いましばらく時間を与え待つべきである。

○5月17日の病院評価委員会でおおむね方向性が決まるとの答弁があり、それまでに議会としてやるべきことがあるとのことで本日は議論しているとの意見が出された。

意見集約：駅前Aブロックを含む駅前南口での病院整備に関して、評価委員会への諮問内容に追加することについて、賛成多数により議長に提案され、翌日市長に要請書が提出された。

5月28日

(1)野洲市民病院整備運営評価委員会の報告について

◎資料に基づく執行部からの説明を受けた後質疑応答
問：駅前整備を求める声が多かったとあるが、逆にその郊外での整備を求める意見はあったのか。

答：評価委員会の結果は、駅前を推す意見が8名、郊外が2名、残り2名の方については、特にどちらがいかという意見ではなかった。

問：市提案の3案そこに議会からの要望のAブロックについて、これらの条件に一番近いのはどこか。

答：現在の医療の考え方からすると、社会のインフラになるので、駅の近いところにあったほうが皆さんの公益性に資すると考える。

(2)市民病院整備の方向性について

市長より、現在の危機的な財政状況から考え、駅前Aブロックにはにぎわいを創出するとともに、駅前Bブロックで病院整備することに優位性があると判断したとの説明を受け、質疑に入り、各委員より病院整備の方向性に対する意見を陳述された。

総括：駅前で整備をするという意見が多かったことから、駅前で整備することが了承された。

AブロックとBブロック、どう選択するかというのはいま少し時間がかかることから、議論を重ねた上で方向性を出していくために、6月議会の一般質問でその辺りを深く質問、質疑を重ねて、方向性を導くような質問を求める。

会議の開催資料等はこちらから



出前懇談会の開催について

令和3年6月2日水曜日に、市民団体の方12名から出前懇談会の申し込みがあり、野洲市議会議員9名出席のもと、野洲市議会出前懇談会を行いました。

懇談テーマは「野洲市民病院整備（駅前整備）について」ほか、「新型コロナウイルスワクチン接種について」や「人口減少問題について」を設定されました。

出前懇談会の詳細・様式のダウンロードはこちら



対象 市内に在住又は在勤している人で構成する概ね5人以上の団体やグループ
懇談テーマ 市政の重要課題等
開催日 開催期日は問いませんが、開催希望日の20日前までに所定の用紙で申し込んでください。
開催時間 午前9時から午後9時までの間で、一回につき2時間以内
問合せ先 野洲市議会事務局まで
Tel 58716034

議会改革推進特別委員会

市議会広報・広聴機能の充実についての意見具申

野洲市議会基本条例には、市議会のあるべき姿として、市民とともに考える議会及び議会の広報の充実が規定されている。

しかし、市議会としての活動としては、市民懇談会は休止状態、出前懇談会も開催数としては少ない現状。

課題としては、議会基本条例の趣旨にのっとり、市民懇談会の休止理由の反省等から、開催手法について工夫し、市民とともにある議会として広報・広聴活動の充実が必要であるとの認識から議論を開始。課題解決のための具体的な充実策は次のとおり。

◆広報活動の充実策

- ・議会広報の中で、速報すべき内容（採決表等）を先に発行する。
- ・一般質問の紙面増やカラー化が必要である。

◆広聴活動の充実策

- ・「広く聴き、広く伝える。」「公で聞き、公で伝える。」「正しく伝えて、しっかり聴く」ことが大切である。
- ・テーマを絞って、報告会の相手方も関係団体に絞って開催する。
- ・行政懇談会のようなやり取りの場を設ける。
- ・オンラインでの広聴活動として、ZOOM会議を開催する。
- ・議会報告会をイベント的に開催するのではなく、開催後に出された意見について所管する常任委員会で調査し、市議会としての政策提案につなげるとともに、参加された市民に返していく仕組みをつくる。

今後は、開催手法等に更に検討を加え、議会の広報・広聴の充実を図っていく。

タブレット導入についての報告

現在、新型コロナウイルス感染症の長期的な蔓延により、感染防止対策を講じた議会運営が求められており、タブレットは重要な議会審議を停滞させないための必要なツールとの認識から議論を開始。

◆効果的な活用方法について

ペーパーレス化により必要情報の保存・携帯が容易となることは勿論のこと、議員側のタブレットは、市サーバーにアクセスできないため、クラウドに同様の情報を格納しアクセスすることにより、会議を進めていくこととなり、オンライン機能を運用した議会運営も可能となる。

◆タブレットの運用について

県外・県内の市議会のタブレットの運用規程を比較検討し、野洲市議会タブレット端末運用規程(案)を策定。

またタブレット使用に際しては、公私の区別や市議会活動と議員活動等の区別など使用範囲の限定や、個人情報扱う場合も考えられることから、漏えい防止対策を講じていく必要がある。

今後は、可能な限り早期にリリースし、円滑な導入のためにまずは全員協議会において本格稼働し、ペーパーレス化をはかり、各会議においても順次タブレットを導入し、効率的な議会運営に努めていく。

会議の開催資料等はこちらから



令和2年度政務活動費の収支状況（令和2年4月分から令和3年3月分まで）

(単位：円)

会派名	政務活動費			使 途 項 目									支出計	残金 (返還金)
	1人当りの 交付金額 (@ 10,000 × 12 ヵ月)	人数	交付金額 合計	調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所費		
新誠会	120,000	5人	600,000	0	0	424,077	0	0	48,944	3,366	0	0	476,387	123,613
自民創政会 (※ 1)	0	3人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本共産党野洲市 議会議員団	120,000	3人	360,000	0	0	484,660	0	0	0	0	0	0	484,660	0
保守協商	120,000	3人	360,000	0	175,078	0	91,000	0	59,172	33,697	0	0	358,947	1,053
みらい野洲	120,000	2人	240,000	5,152	0	0	0	0	35,900	13,347	0	0	54,399	185,601
公明党	120,000	2人	240,000	0	64,680	0	0	0	49,037	40,095	0	0	153,812	86,188
計	—	18人	1,800,000	5,152	239,758	908,737	91,000	0	193,053	90,505	0	0	1,528,205	396,455

(※ 1) 自民創政会は政務活動費の交付を申請されていないため、自民創政会に政務活動費の交付はありません。

政務活動費の収支報告書及び領収書の写しなどの支出の根拠となる関係書類は、野洲市議会図書室での閲覧のほか、野洲市議会ホームページでもご覧いただけます。

政務活動費の収支報告書は
こちらから



連載 「民主主義を考えよう」 No.5

自由と民主主義について

イギリスで開催されたG7コーンウォール・サミット（先進国首脳会議）では、新型コロナウイルス感染症からのより良い回復を成し遂げ、民主的で開かれた経済と社会を推進すること、また気候変動や生物多様性等のテーマについても議論が行われました。他にも、権威主義的な行動を強める国に対しては、平和と安定の重要性を強調するとともに、平和的解決を促すよう全世界に発信されました。

現在の日本における自由と民主主義についても、考えてみる事が必要です。なぜなら自由と民主主義の上に立って平和は維持されると考えるからです。

人間の生きる自由、生存の自由の社会保障は、国民の生活と権利の最大の前提であり、国の政治の基本となります。私たちが不断的努力によって自由と民主主義を守って行かなければなりません。その手段として、今後、豊かな暮らし、理想的な社会を実現していくために、日本の政治をどうするか、その意思表示をすることが選挙です。

今夏以降には衆議院議員総選挙や野洲市議会議員一般選挙が行われます。選挙は民主主義の根幹であり私たちの権利です。

市議会ではこれまで病院建設をめぐる議論がされてきましたが、未だに建設に至っていません。これについてはさまざまな意見があり、議会に声を届ける事が大切です。

令和元年第25回参議院議員通常選挙の投票率を全国平均で見れば60代が63%に対し10代～20代は30%で半分にも達していません。

衆議院議員総選挙は国の政治動向を決め、野洲市議会議員一般選挙は今後4年間の野洲市の行方を決める大事な選挙となります。皆さん是非投票に行きましょう。



今後の議会予定

8月24日 (火)

午前9時～ 第3回定例会開会 上程議案の提案説明

8月31日 (火)

午前9時～ 議案質疑、一般質問
本会議終了後 決算特別委員会、予算常任委員会

9月1日 (水)

午前9時～ 一般質問

9月2日 (木)

午前9時～ 一般質問 (予備)

9月6日 (月)

午前9時～ 委員会審査

9月7日 (火)

午前9時～ 委員会審査

9月8日 (水)

午前9時～ 委員会審査

9月9日 (木)

午前9時～ 委員会審査

9月10日 (金)

午前9時～ 委員会審査

9月14日 (火)

午前9時～ 決算特別委員会、予算常任委員会

9月17日 (金)

午後1時～ 委員長報告、質疑、討論、採決

8・9月						
日	月	火	水	木	金	土
8/22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	9/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

傍聴のごあんない

傍聴を希望される方は、原則、自由に議場または委員会室（野洲市役所本館3階）の傍聴席にお入りいただくことができます。

（社会情勢等により傍聴を中止することがありますのでご了承ください。）



No.67

発行日/令和3年8月1日

発行/野洲市議会

編集/議会だより編集委員会

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

TEL (077) 587-6034

FAX (077) 586-4300

野洲市議会ホームページ

野洲市議会 検索



市議会だよりに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

表紙写真募集

「やす市議会だより」の表紙に掲載する写真を市民の皆さまから募集しています。

市内で撮影された自然や風景、行事など本市の魅力を紹介できる写真をお待ちしています。

次号（11月1日発行）への応募は9月15日締切です。

応募方法は、市議会のホームページをご覧ください。

●応募方法はこちらから

